

議員提出議案第 1 号

最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出
について

地方自治法第99条の規定により別紙のとおり意見書を提出する。

令和7年5月15日 提出

提 出 者

境港市議会 議員

足 田 法 行
荒 井 秀 行
伊 藤 康 弘
岡 空 研 二
景 山 憲
加 藤 文 治
田 口 俊 介
柊 康 弘
平 松 謙 治
松 本 晶 彦
森 岡 俊 夫
吉 井 巧
米 村 一 三

最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書

2024年度の最低賃金の引き上げは、過去最大の引き上げ幅となった。その一方で物価の高騰は、私たちの生活を圧迫し、中小企業・小規模事業所に打撃を与え、地域経済を疲弊させている。GDPの6割を占める国民の消費購買力を高め、経済の好循環をつくるためには、更なる最低賃金の底上げが必要である。

最低賃金法では、「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払能力」を考慮し、最低賃金額を決定しているが、最高の東京都で時給1,163円、最も低い県では951円であり、212円の賃金の地域間格差が残っている。この地域間格差は、人口の一極集中や若者の都市部への流出を進め、地域の経済格差につながっている。

また、欧州の先進諸国では、高い水準の最低賃金で労働者の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える経済の実現のために、政府が率先して大規模な中小企業支援策を講じ、最低賃金の引き上げを支えている。

以上の趣旨により、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出する。

記

1. 政府は、最低賃金法における賃金の地域間格差の是正を進めること。
2. 政府は、最低賃金の引き上げができ、経営が継続できるように、中小企業・小規模事業所への支援策を抜本的に拡充・強化し、国民の生命とくらしを守ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。